

## 新潟市企業立地ビジョン策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、新潟市企業立地ビジョン策定業務について、公募型プロポーザル方式により、委託業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 提案を求める業務の概要

#### (1) 業務名

新潟市企業立地ビジョン策定業務

#### (2) 業務内容

「新潟市企業立地ビジョン策定業務仕様書」のとおり

#### (3) 履行期限

令和5年2月28日（火）

#### (4) 契約金額の上限額

8,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 参加要件

本プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）は、以下の要件の全てを満たす者とする

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札に参加させないことができる事由など）の規定に該当しないこと。

(2) 新潟市の入札参加資格名簿（業務委託）に登録されていること。又は以下の要件を全て満たしている者。

① 日本国内に存在する法人で国税及び新潟市税等を滞納していない者。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下この項において同じ。）又は地方税の猶予制度（地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく徴収の猶予、換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等に係る特例猶予をいう。以下この項において同じ。）の適用を除く。

② 設立日から提案日までの期間が1年以上経過している者。ただし、設立日から提案日までの期間が1年以上経過している者の全部又は一部の事業承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含むものとする。

- (3) 本プロポーザルに関する手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止の期間がない者であること。新潟市の入札参加資格名簿（業務委託）に登載されていない者にあつては、本プロポーザルに関する手続開始から契約締結までの間、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (4) 次の申立てがなされていない者であること。
- ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条又第19条に規定する破産手続開始の申立て
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て
  - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- (5) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）の利益となる活動を行う者、若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 4 選定方法及び選定結果

##### (1) 選定委員会

委託候補業者の選定は、「新潟市企業立地ビジョン策定業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行う。選定委員会の委員構成は非公表とする。

##### (2) 選定の方法

本要領に則り提案内容を選定委員会が審査し、最も優れた提案を行った者を委託候補業者として選定する。選定委員会は非公開とする。

##### (3) 審査結果の通知

選定委員会は、提出された提案書の評価を行い、最も優れた提案を行った者を委託候補業者として選定する。審査結果については、提案者へ速やかに文書により通知する。

##### (4) 提案書の評価

提案内容に対し、次表に掲げる評価基準により評価を行う。提案者が1者であっても審査を行い、提案内容が優れたものであると判断した場合はその者を選定する。

評価項目	
1 事業目的の理解・提案	本事業の目的を理解・提案しているか
2 調査内容の妥当性	調査手法にノウハウがあるか
	回答率向上に向けた工夫をしているか
3 検討会運営補助の妥当性	充実した検討会運営の補助が可能であるか
4 提案内容の実現性	提案内容が実現できるものとなっているか
	提案内容を遂行できる組織体制となっているか
5 業務の適正価格	契約金額の上限額内で、業務内容に見合った適切な見積金額か

## 5 プロポーザル日程

### (1) 実施要領交付開始

令和4年5月23日（月）

### (2) 質問受付期間

令和4年5月23日（月）～6月1日（水）午後5時

### (3) 質問への回答期限

令和4年6月2日（木）

### (4) 参加表明書提出期間

令和4年5月23日（月）～6月3日（金）午後5時

### (5) 提案書提出期間

令和4年6月6日（月）～6月15日（水）午後5時

### (6) 審査結果通知

令和4年6月下旬予定

## 6 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、以下のとおり参加表明書を提出すること。

### (1) 提出書類：参加表明書（別紙様式1）

※「3 参加要件（2）」により、新潟市の入札参加資格名簿に登録されていない者は、参加表明時に下記の書類も提出すること。なお、下記の書類はいずれも参加表明月の3ヶ月前以降に証明されたものであり、原本を提出すること。

① 法人の登記事項証明書

② 新潟市税の納税証明書（新潟市入札用）

※新潟市内に本社又は支店、営業所等がある場合

③ 国税の納税証明書（その3の3）

(2) 提出部数：1部

(3) 提出期限：令和4年6月3日（金）午後5時必着

(4) 提出場所：〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

新潟市 経済部 企業誘致課

(5) 提出方法：持参，郵送又は電子メール

※電子メールの場合，右記アドレスに提出 [kigyo@city.niigata.lg.jp](mailto:kigyo@city.niigata.lg.jp)

※持参の場合は，提出期限内の土曜日，日曜日及び祝祭日を除く平日  
午前9時から午後5時までに提出すること。郵送又は電子メールの  
場合は，提出期限までに必着とする。）

## 7 質問及び回答

本業務及び本要領について質問することができる。質問は次により質問書を提出することとし，口頭による質問は受け付けない。

(1) 提出書類：質問書（別紙様式2）

(2) 提出期限：令和4年6月1日（水）午後5時必着

(3) 質問方法：電子メールで質問書を提出すること。また，件名は以下のとおりとすること。

・電子メールアドレス：[kigyo@city.niigata.lg.jp](mailto:kigyo@city.niigata.lg.jp)

・件名：「(提案者名称・提出日) 新潟市企業立地ビジョン策定業務にかかる質問」

(4) 回答方法：質問に対する回答は，令和4年6月2日（木）までに，電子メール及び本市HPで回答する。

## 8 提案書（見積書含む）の提出

(1) 提出書類：次項「9 提案書の構成」のとおり

(2) 提出部数：6部（正本：1部／副本：5部）

(3) 提出期限：令和4年6月15日（水）午後5時必着

(4) 提出場所：〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

新潟市 経済部 企業誘致課

(5) 提出方法：持参，郵送又は電子メール

※電子メールの場合，右記アドレスに提出 [kigyo@city.niigata.lg.jp](mailto:kigyo@city.niigata.lg.jp)

※持参の場合は，提出期限内の土曜日，日曜日及び祝祭日を除く平日  
午前9時から午後5時までに提出すること。郵送又は電子メールの  
場合は，提出期限までに必着とする。）

- (6) 追加及び変更：提出後の提案書の差替え（追加及び変更等）は，提出期限までの間に限り認める
- (7) 留意事項：・提案者名は正本にのみ表示し，副本には提案者が特定できるもの（社名，社章等）を一切記載しないこと
- ・正本及び副本は，ファイル綴じやホチキス留めをせず，クリップ留めでの提出とする
  - ・電子メールでの提出の場合は，正本用データ及び副本用データそれぞれを送付すること

## 9 提案書の構成

- (1) 提案書表紙（別紙様式3）
- (2) 提案者の概要（別紙様式4）
- (3) 提案書（A4 サイズ・縦方向・横書き・片面印刷とする。カラー及び書式は自由。以下に掲げる内容を含むこと）
- ア 業務執行企画
    - ・新潟市企業立地ビジョン策定業務仕様書で定める業務内容に対する企画内容
    - ・新潟市企業立地ビジョン策定のための調査・分析方法は具体的に記載すること
  - イ 業務体制
    - ・業務遂行スケジュール，人員体制
  - ウ 付加提案
    - ・上記以外で，本業務の品質向上や，業務効率化に資する具体的な提案
- (4) 業務見積書（任意書式）  
業務の人件費内訳計算書，諸経費計算書等を含むこと（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 誓約書（別紙様式5）

## 10 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 「3 参加要件」を満たさない者
- (2) 参加表明書の提出後，期限までに審査に必要な提出書類を提出しなかった者
- (3) 本プロポーザル実施公告から選定結果の通知があるまでの間に，本件に関して選定委員及び事務局に不正に接触を行った者
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (5) 契約金額の上限額を超える見積もり金額を提案した者

### 1 1 業務の委託

- (1) 選定委員会で選定された最も優れた提案者に対し、当該業務委託契約の第一位交渉権が与えられる。
- (2) 市長は、第一位交渉権を与えられた者と委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。
- (3) 第一位交渉権を与えられた者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、第一交渉権を与えられた者が辞退した場合又は第一位交渉権を与えられた者の提案における失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位の者を繰り上げて、その者と交渉する。
- (4) 契約手続きは、新潟市契約規則の定めるところによる。
- (5) 新潟市は、結果通知後及び契約締結後においても委託業者が「10 提案者の失格事項」又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

### 1 2 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する提案書作成、ヒアリング参加費等費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本手続きにおいて使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 提出された全ての提案書は返却しない。
- (4) 提出された提案書は、複製する場合がある。
- (5) 選定結果について異議申し立てはできない。
- (6) 委託業者の名称は公表できるものとする。

### 1 3 事務局

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

新潟市 経済部 企業誘致課

担当：佐久間，長谷川

TEL：025-226-1689

FAX：025-228-2277